

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部を次のように改正し、2020年5月20日乗車となるものから適用する。

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(無料手回り品)</p> <p>第110条 無料手回り品の範囲については、旅客規則第308条の規定を準用する。</p> <p>(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、旅客規則第308条第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車船内に持ち込むことができる。</p>	<p>(略)</p> <p>(無料手回り品)</p> <p>第110条 無料手回り品の範囲<u>等</u>については、旅客規則第308条<u>及び第308条の2</u>の規定を準用する。</p> <p>(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、旅客規則第308条第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車船内に持ち込むことができる。</p>
<p>(略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第112条 旅客規則第310条から第314条まで及び第316条の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第310条 } <u>普通手回り品切符</u> 第311条 }</p> <p>第312条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置 第313条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置 第314条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置 第316条 準用規定</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第112条 旅客規則第310条から第314条まで及び第316条の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第310条 <u>普通手回り品切符</u> 第311条 <u>普通手回り品切符の効力等</u> <u>第311条の2 持込手数料に係る証票</u></p> <p>第312条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置 第313条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置 第314条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置 第316条 準用規定</p> <p>(略)</p>